

令和5年度第2回理事会議事録

日時：令和5年5月27日（土）15時40分～16時20分

場所：自治会館 401号

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 15名

会長 八田冷子（代表理事）

副会長 田畑知子

副会長 渡邊和代

専務理事 今村 恵

常任理事 林 恵子

職能理事 吉田美佳、瀧山勝美、谷川智子、柳田千草

准看護師理事 徳永博子

地区理事 西野富士子、牧枝さとみ、新井田香、

近間眞由美、森田英樹

欠席理事 2名

田口弥生、三島潤子

III 監事の出欠確認

出席監事 1名

永山広子

欠席監事 1名

岩重洋一

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認及び役員の紹介

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名（会長＝議長は除く）のうち14名の出席は、議決に加わることができる理事16名の過半数8名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本理事会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1) 会長代行及び専務理事代行の優先順位について

専務理事は次のように説明した。

役員職務権限規程では、代表理事・会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長が代行、副会長が欠けたときは専務理事が、専務理事が欠けたときは常任理事が

その職務を代行すると定めてある。副会長については、第1位を田畑副会長、第2位を渡邊副会長の順とする。

このことについては、出席理事全員から承認を得た。

2) 認定看護管理者教育課程規則の改正について

会長は、事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後、事務局長は次のとおり説明した。

認定看護管理者教育課程規則の受講料等の変更及び同細則の修了要件を満たさなかった場合の取扱いの変更について改正を行うこととする旨説明した。

このことについては、出席理事全員から承認を得た。

3) 職員の体制について

会長は、事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後、事務局長は次のとおり説明した。

医療的ケア児支援センターを受託することに伴い、訪問看護ステーションの前野所長を医療的ケア児支援センター長兼事務長・訪問看護ステーション顧問、訪問看護ステーション所長の後任に米満副所長、米満副所長の後任を江頭さんとしたい。

なお、医療的ケア児支援センターの看護師については現在調整中で、事務については医療的ケア児支援センターと訪問看護ステーションは兼務で考えている。

このことについては、出席理事全員から承認を得た。

4) パルスオキシメーターの有効活用について

専務理事は、次のとおり説明した。

県からパルスオキシメーターをいただいたので有効活用したい。理事の皆様のアウトリーチ時の入会促進グッズとして活用していただくのも一つの方法だが御意見を伺いたい。

看護学校での実習教材や在宅介護系に必要な施設などへの配布はどうかといった意見があった。

理事の皆様の意見を踏まえ、配布が必要なところには先に対応しつつ、訪問看護ステーション協議会などの意見を踏まえ次回の理事会で整理したい旨回答した。

このことについては、出席理事全員から承認を得た。

VII その他

「理事及び監事の心得・義務・責任等」について、会長は事務局長に説明を指示した。

事務局長は、公益社団法人の理事の心得として、「地位に伴う職責を果たす」、「全ての理事に義務と責任」、「国民からの信頼を裏切らない」ことであることと、本協会の運営等に積極的に参加する義務と責任があり、理事としての義務では善管注意義務などについて説明した。

議長（会長）に指示を受けて専務理事は次のことを説明した。

- 1) 新理事等の提出書類について
- 2) 年間計画について
- 3) 次回理事会

日時：令和5年7月15日（土）13時30分～

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

- 4) 地区長情報交換会

日時：令和5年7月15日（土）10時30分～

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

以上をもって議案の審議等を終了したので16時20分、議長は閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、出席した会長及び監事が署名押印する。

令和5年5月27日

公益社団法人鹿児島県看護協会

会長

八田 冷子



監事

永山 広子



